近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年７月10日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県田辺市稲成町字別庄2743番３から和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字田ノ口1075番１まで

2　指定する期日　平成27年７月12日

3　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公　　告

名古屋飛行場の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第１項の規定により公示する。

平成27年７月10日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　事案の内容　平成27年国土交通省告示第849号に係る名古屋飛行場の施設変更について

2　日時　平成27年８月10日14時30分

3　場所　豊山町役場会議室　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成27年７月24日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は50人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時30分から豊山町役場会議室で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

告　　示

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ネッツエスアイ東洋株式会社　山内　俊史　神奈川県川崎市高津区坂戸３―２―１　国土交通大臣許可（般―22）第21392号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鹿島建設株式会社　中村　満義　東京都港区元赤坂１―３―１　国土交通大臣許可（特―24）第2100号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　共同エンジニアリング株式会社　野口　　清　東京都新宿区西新宿１―26―２　国土交通大臣許可（般―22）第21267号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭成産業株式会社　児玉　武志　東京都荒川区東日暮里６―58―12　国土交通大臣許可（特―24）第24905号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。